

高知県沿岸漁業経営改善資金保証料補給要綱の一部改正新旧対照表

新	旧												
高知県沿岸漁業経営改善資金保証料補給要綱 第 1 条～第 5 条 略 (保証料及び保証料補給率) 第 6 条 沿岸漁業経営改善資金の保証料は基金協会が別途定めるものとし、保証料補給率は次の表に定めるとおりとする。 <table> <tr> <td>(1) 新規就業者 (別表第 3 に定める者)</td><td>0. 84 パーセント</td></tr> <tr> <td>(2) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和 51 年法律第 58 号) 第 4 条第 3 項の認定を受けた漁業者</td><td>0. 84 パーセント</td></tr> <tr> <td>(3) (1) 及び (2) 以外の者</td><td><u>0. 43 パーセント</u></td></tr> </table> 第 7 条～第 19 条 略 別表第 1 ～第 3 略 附 則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 <u>この要綱は、令和 6 年 10 月 25 日から施行する。</u>	(1) 新規就業者 (別表第 3 に定める者)	0. 84 パーセント	(2) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和 51 年法律第 58 号) 第 4 条第 3 項の認定を受けた漁業者	0. 84 パーセント	(3) (1) 及び (2) 以外の者	<u>0. 43 パーセント</u>	高知県沿岸漁業経営改善資金保証料補給要綱 第 1 条～第 5 条 略 (保証料及び保証料補給率) 第 6 条 沿岸漁業経営改善資金の保証料は基金協会が別途定めるものとし、保証料補給率は次の表に定めるとおりとする。 <table> <tr> <td>(1) 新規就業者 (別表第 3 に定める者)</td><td>0. 84 パーセント</td></tr> <tr> <td>(2) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和 51 年法律第 58 号) 第 4 条第 3 項の認定を受けた漁業者</td><td>0. 84 パーセント</td></tr> <tr> <td>(3) (1) 及び (2) 以外の者</td><td><u>0. 40 パーセント</u></td></tr> </table> 第 7 条～第 19 条 略 別表第 1 ～第 3 略 附 則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。	(1) 新規就業者 (別表第 3 に定める者)	0. 84 パーセント	(2) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和 51 年法律第 58 号) 第 4 条第 3 項の認定を受けた漁業者	0. 84 パーセント	(3) (1) 及び (2) 以外の者	<u>0. 40 パーセント</u>
(1) 新規就業者 (別表第 3 に定める者)	0. 84 パーセント												
(2) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和 51 年法律第 58 号) 第 4 条第 3 項の認定を受けた漁業者	0. 84 パーセント												
(3) (1) 及び (2) 以外の者	<u>0. 43 パーセント</u>												
(1) 新規就業者 (別表第 3 に定める者)	0. 84 パーセント												
(2) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和 51 年法律第 58 号) 第 4 条第 3 項の認定を受けた漁業者	0. 84 パーセント												
(3) (1) 及び (2) 以外の者	<u>0. 40 パーセント</u>												